

石川県スポーツ推進条例（案）に係るパブリックコメントの結果について

募集期間：平成 29 年 4 月 27 日（木）～5 月 19 日（金）

意見件数：17 件

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
1	<p>以下のとおり、第 1 を修正するよう提案する。</p> <p>（条例の目的）</p> <p>スポーツは、人々に夢や勇気、感動を与え、生涯にわたる健康の保持増進、青少年の健全な育成、地域社会の活性化、産業の振興等に資することに鑑み、スポーツの推進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民、学校、スポーツ関係団体（スポーツの推進を主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）及び事業者の責務・役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とします。</p>	<p>スポーツ基本法（以下、「法」という。）第 4 条には、地方公共団体は、法の「基本理念にのっとり、（略）地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。</p> <p>条例の制定に当たり、法に明記された趣旨や理念等については、前提条件として整理しており、「スポーツ団体」については、法の表現に合わせてあります。</p> <p>なお、事業者等に「責務」を課すのご提案については、条例では、事業者にまで責務を課すことを目的としておりません。</p> <p>以上、ご理解をお願いします。</p>
2	<p>スポーツ基本法に基づき、本条例が制定され、スポーツの振興と発展に寄与することは、大切であり、歓迎する。</p> <p>基本法が明らかにしたように、国民全てがスポーツに親しみ、参加できるようにする理念と立場をぜひ記載していただきたく、以下のとおり、第 2 の修正を提案する。</p> <p>（基本理念）</p> <p>スポーツ基本法が明記した「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり」との立場から、スポーツに関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならないこととします。</p>	<p>ご提案の内容については、法に明記されております。本条例では、法の趣旨や理念等を前提条件として整理していますので、ご理解願います。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
3	<p>第7に「知事は、推進計画を策定する」となっており、第3にも記載する必要があると考える。</p>	<p>ここでは、地方公共団体である「県」の責務を規定しています。一方、推進計画については、執行機関としての「知事」が策定するものであり、第7で規定しているところです。</p> <p>なお、法においても、「国の責務」と文部科学大臣が定める「スポーツ基本計画」は、別に規定されており、本条例もこれに準拠しています。</p> <p>以上、ご理解願います。</p>
4	<p>「いつでも、誰もが、どこでもスポーツに親しむ権利がある」と謳ったスポーツ基本法を基に本条例が制定されることに賛成する。</p> <p>第4は、県民及び事業者については、「役割」という視点ではなく、「努力」を求めるのが適切ではないかと考える。</p> <p>(県民及び事業者の努力) 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、スポーツが持つ県民生活及び地域社会における意義についての理解を深め、スポーツの推進に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるとともに、地域におけるスポーツの発展に積極的な努力を果たすよう努めるものとします。</p>	<p>「努力を求める」のが適当とのご提案ですが、ここでは役割を果たすよう「努めるものとする」と規定しており、ご提案の主旨は反映されているものと考えますので、ご理解願います。</p>
5	<p>第1の修正提案に伴って、以下のとおり、第5の修正を提案する。</p> <p>(スポーツ関係団体の役割) スポーツ関係団体及び事業者は、基本理念にのっとり、スポーツの普及、競技力の向上等に果たすべき役割に鑑みて、スポーツの推進に自主的かつ主体的に取り組むとともに、県、市町、大学、企業、その他の関係機関との共働に努めるものとします。</p>	<p>ご提案の内容については、第6に「相互の連携」として主旨を規定していますので、ご理解願います。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
6	<p>スポーツ基本法には、スポーツに関する科学的・研究機関である大学や企業、その他機関の活用と協力が示されていることから、以下のとおり、第6の修正を提案する。</p> <p>(相互の連携)</p> <p>県民、市町、学校、スポーツ関係団体、大学、企業、その他の関係者は、スポーツの推進を図るため、相互の連携に努めるものとします。</p>	<p>本条例では、学校、大学、企業等については、県、市町、スポーツ団体、事業者の中に含まれております。</p> <p>なお、相互に連携する主体としては、「県」は欠かすことができないと考えます。</p>
7	<p>第6の修正提案に伴って、以下のとおり、第8の修正を提案する。</p> <p>(県民参加の促進)</p> <p>県は、県民、市町、学校、スポーツ関係団体、大学、企業、その他関係機関と連携し、スポーツに対する県民の関心と理解を深め、年間を通じて県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるほか、スポーツの推進を図るため、県民がスポーツ活動に参加する気運が醸成され、県民の一体感が高められるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとします。</p> <p>以下は、第10に記載することが妥当。</p>	<p>本条例では、学校、大学、企業等については、県、市町、スポーツ団体、事業者の中に含まれております。</p> <p>なお、地域スポーツクラブの育成やスポーツ・レクリエーション活動の普及等については、「県民参加の促進」のために行われるものであり、第8に規定しているところです。</p> <p>以上、ご理解願います。</p>
8	<p>スポーツ基本法に基づき、本条例が制定されることを歓迎する。以下のとおり、第8を修正するよう提案する。</p> <p>(県民参加の促進)</p> <p>県は、県民スポーツ活動への参加を促進するため、県民が自主的かつ主体的に運営するスポーツ団体や県民が参加するスポーツ活動の推進を図るとともに、野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動を普及するなど県民が気軽にスポーツ活動を行う環境の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとします。</p>	<p>ご提案の内容については、すでにその主旨がここで規定されていると認識しており、修正の必要はないものと考えますので、ご理解願います。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
9	<p>第6に「相互の連携」が示されていることから、第9の簡素化を提案する。</p> <p>(健康の保持増進)</p> <p>県は、スポーツ活動を推進するとともに、県民の心身における健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防といった、県民の誰もが健やかに生きがいに満ちた生活をするために必要な情報や施策を講ずるよう努めるものとします。</p>	<p>本条例は、スポーツを通じて、ご提案の「疾病予防」や「高齢者の介護予防」といった視点も含む「健康の保持増進」等を図ることとしておりますので、ご理解願います。</p>
10	<p>第8の後段とあわせて、第10を以下のとおり修正するよう提案する。</p> <p>(生涯にわたるスポーツ活動の推進)</p> <p>県は、県民の子どもから高齢者、障害者までの生涯にわたる体力、年齢、技術、目的等に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、レクリエーション活動やその他のスポーツ活動(以下「生涯スポーツ」という。)に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ(地域の住民が主体的に運営するスポーツ関係団体であって、体力、年齢、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。)及び地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成その他必要な施策を講ずるよう努めるものとします。</p>	<p>番号7で回答したとおりであり、ご理解願います。</p>
11	<p>第2期スポーツ基本計画にも示されているスポーツを通じた女性の活躍促進を踏まえ、以下のとおり、第11を修正するよう提案する。</p> <p>(女性のスポーツ活動の充実)</p> <p>県は、女性のスポーツ活動を推進するため、女性がスポーツ活動に参加しやすい環境の整備、スポーツ活動に参加する機会の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるほか、女性スポーツ選手について女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施を講ずるよう努めるものとします。</p>	<p>スポーツ基本計画の趣旨を十分に尊重した規程としております。</p> <p>なお、スポーツ基本法第16条では、スポーツに関する「科学」については、国が「推進を図る」とされており、県条例で規定することは難しいものと思われまます。</p> <p>以上、ご理解願います。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
12	<p>幼児や子どもは、身体的成長過程にあることやスポーツ基本法の表現に合わせ、「子ども」を改め、「青少年」とするなど、第 12 を以下のとおり修正するよう提案する。</p> <p>(青少年のスポーツ活動の充実)</p> <p>県は、地域における青少年によるスポーツ活動（以下「青少年スポーツ」という。）を推進するため、学校、家庭、地域住民、スポーツ関係団体、その他関係者の連携による、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、青少年がスポーツ活動に参加しやすい環境づくり及び参加する機会の提供、その他必要な施策を講ずるよう努めるものとします。</p>	<p>本条例では、「青少年」ではなく、乳幼児を含む 18 歳未満の者を対象とした「いしかわ子ども総合条例」で規定する「子ども」を用いることとしています。</p> <p>また、「心身の健全な発達及び体力の向上を図る」ことについては、第 2 で規定しています。</p> <p>以上、ご理解願います。</p>
13	<p>学校でのスポーツ活動は、障害の有無にかかわらず、重要であり、学校体育をはじめ、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上に向け、学習指導要領の改訂がなされ、それに伴う学校教員の研修、施設設備等の充実、重大事故を限りなくゼロにしていくための事故防止策、外部スポーツ指導者の派遣・協力、学校の開放も必要であることから、第 13 に追加するよう希望する。</p>	<p>「学習指導要領」については、当然、遵守されるべきものでありますが、学習指導要領自体は国の所管であることから、条例に規定することは適切ではないと考えます。</p> <p>また、「学校教員の研修」、「施設整備等の充実」、「事故防止策」、「外部スポーツ指導者の派遣」、「学校の開放」等については、第 13 及び第 17 に規定されており、追加の必要はないと考えます。</p> <p>以上、ご理解願います。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
14	<p>以下のとおり、第 14 を修正するよう提案する。</p> <p>(障害者のスポーツ活動の推進)</p> <p>県は、障害者のスポーツ活動を推進するため、スポーツを通じた共生社会の実現、障害者の自立及び社会参加の促進のほか、障害の種類及び程度に応じ、障害者が自主的にかつ積極的にスポーツを行うことができるよう、学校における障害児へのスポーツ環境の充実と卒業後の身近な地域でのスポーツ環境の充実に向け、市町、学校、スポーツ関係団体及び大学、企業、その他の関係者が連携して、スポーツ活動への参加機会の提供、障害者スポーツに携わる人材及び団体の育成のほか、障害者の理解促進、不当な差別的取り扱いの防止、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化、その他施策を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>ご提案の趣旨を踏まえた上で、条例の制定を進めていますので、ご理解願います。</p> <p>なお、具体のご提案内容については、所管部局に申し伝えておきます。</p>
15	<p>以下のとおり、第 15 を修正するよう提案する。</p> <p>(競技水準の向上)</p> <p>県は、県のスポーツ選手がオリンピック・パラリンピック競技大会等、その他の国際的な規模のスポーツの競技会又は国民体育大会、その他の全国的な規模のスポーツの競技会（以下「競技会」という。）において優秀な成績を収めることができるようにするため、発達段階に応じたスポーツ選手及びその指導者・スタッフの計画的な確保及び養成並びに育成、大学、企業、その他の関係機関が行うスポーツに対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとします。</p> <p>また、県は、スポーツ選手及びスポーツチーム（以下スポーツ選手等という。）の心身の健康の保持、スポーツによる事故の防止その他の安全の確保を図るため、医学、生理学、心理学等のスポーツに関する諸科学の活用の促進、ドーピングの防止等の必要な施策を講ずるよう努めるものとします。</p>	<p>ご提案の内容については、すでにその主旨がここで規定されていると認識しており、修正の必要はないものと考えますので、ご理解願います。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
16	<p>本条例の制定により、スポーツの普及と発展が進んでいくことを期待する。以下のとおり、第15を修正するよう提案する。 (競技水準の向上)</p> <p>県は、競技力向上に向け努力するとともに、優れたスポーツ選手及び指導者の育成を図るため必要な環境整備及び支援などを講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>ご提案の趣旨は、内容の簡素化を図るものと理解しますが、競技水準の向上には、発達段階に応じ、多岐にわたる施策が必要であることから、このような表現となっていることをご理解願います。</p>
17	<p>第2期スポーツ基本計画に示されている「する・観る・支える」をテーマにしたスポーツ測定や体験会、相談などに取り組むためのスポーツ推進月間の創設を提案する。</p> <p>(スポーツ推進月間)</p> <p>県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が積極的にスポーツ及びスポーツを支える活動に参画できるようスポーツ推進月間を設け、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとします。</p>	<p>スポーツは、あらゆる季節を通じ、年代、場所等を問わず、生涯にわたり推進されるべきものであり、このため第8のとおり、「年間を通じて」県民の参加が促進されるよう規定したものであることをご理解願います。</p>